

# ●通所リハビリテーション

## 通所リハビリテーション費

(単位:円)

日額(6時間以上7時間未満)

介 護 区 分	日額(6時間以上7時間未満)		
	1割負担	2割負担	3割負担
要 介 護 1	704	1,408	2,111
要 介 護 2	841	1,682	2,523
要 介 護 3	975	1,950	2,925
要 介 護 4	1,136	2,271	3,406
要 介 護 5	1,293	2,585	3,877

## 加算額(利用者負担額)

(単位:円)

加算額(利用者負担額)		1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助	1回につき	53	106	159
短期集中個別リハビリテーション	退院・退所後又は認定日から3月以内	116	232	348
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満の場合	26	51	76
社会参加支援加算		13	26	38
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	介護福祉士が60%以上配置	19	38	57
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)		349	697	1045
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	開始月から6月以内	897	1,794	2,691
	開始月から6月超	560	1,119	1,678
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	開始月から6月以内	1,182	2,364	3,545
	開始月から6月超	844	1,688	2,532
介護職員処遇改善加算	今回の介護保険改正にともない、当事業所で算定することになりました。人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味に留まらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つためにも最低限必要な費用として算定。(国、府の状況により、変更されることもあります。)			
その他介護保険法に基づき、別に厚生大臣が定めるもの				

(日数の計算により1円単位の違いがでる場合があります)《平成30年8月改正》

# ●介護予防通所リハビリテーション

## 介護予防通所リハビリテーション費 (1月当り 単位:円)

介護予防通所リハビリテーション費 (1月当り 単位:円)		1割負担	2割負担	3割負担
要 支 援 1	1	1,807	3,613	5,419
要 支 援 2	2	3,814	7,628	11,442

## 加算額(利用者負担額)

(単位:円)

加算額(利用者負担額)		1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1	76	152	228
	要支援2	152	304	456
リハビリテーションマネジメント加算		349	697	1045
介護職員処遇改善加算	今回の介護保険改正にともない、当事業所で算定することになりました。人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味に留まらず、適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つためにも最低限必要な費用として算定。(国、府の状況により、変更されることもあります。)			

(日数の計算により1円単位の違いがでる場合があります)